

(2) 資産と費用の区分誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容											
東大阪高等職業技術専門校	<p>下記について、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過小となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="498 533 1549 932"> <thead> <tr> <th colspan="2">契約名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">溶接・板金技術科、溶接技術科実習場電源改修工事</td> <td>394,956円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">内訳</td> <td>溶接・板金技術科、溶接技術科実習場電源改修工事</td> <td>291,600円</td> </tr> <tr> <td>キャビネット（スイッチ収納箱）購入</td> <td>103,356円</td> </tr> </tbody> </table>	契約名称		金額	溶接・板金技術科、溶接技術科実習場電源改修工事		394,956円	内訳	溶接・板金技術科、溶接技術科実習場電源改修工事	291,600円	キャビネット（スイッチ収納箱）購入	103,356円	<p>保有財産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、速やかに修正を実施されたい。また、固定資産計上基準表等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b> 別表4 固定資産計上基準表 (固定資産計上の基本方針)</p> <p>1. 取得時点での取引価格（購入代価等）だけではなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。</p> <p>2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。</p> </div>	<p>溶接・板金技術科、溶接技術科実習場電源改修工事について、公有財産台帳に資産として登録を行うとともに、会計局会計指導課へ複式仕訳の修正依頼を行い、資産として仕訳修正作業を完了した。</p> <p>また、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づく適正な事務処理について、課内会議で周知徹底した。</p>
契約名称		金額												
溶接・板金技術科、溶接技術科実習場電源改修工事		394,956円												
内訳	溶接・板金技術科、溶接技術科実習場電源改修工事	291,600円												
	キャビネット（スイッチ収納箱）購入	103,356円												

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年10月11日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
茨木土木事務所	<p>平成28年度における以下の業務については、工事が完了し、引き渡しを受けたときにおいて、大阪府公有財産台帳等処理要領別表4に基づき資産として公有財産台帳に登載する必要がある。また、それまでの間は、大阪府財務諸表作成基準第15条第7号に基づき一時的に建設仮勘定に計上する必要があるが、建設仮勘定に計上せずに、すべて費用処理されていた。</p> <p>当該工事は平成29年度においても継続するため、平成28年度においては、資産計上すべきものを建設仮勘定に計上し、残額を費用処理すべきであった。</p> <table border="1" data-bbox="516 716 1507 898"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>契約名称</th> <th>工期</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年度</td> <td>一般国道479号電線共同溝附帯設備設置工事等委託</td> <td>平成28年6月13日 ～ 平成29年9月29日</td> <td>106,394,000円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	契約名称	工期	金額	平成28年度	一般国道479号電線共同溝附帯設備設置工事等委託	平成28年6月13日 ～ 平成29年9月29日	106,394,000円	<p>保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、速やかに修正を実施されたい。</p> <p>また、固定資産計上基準等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div data-bbox="1567 617 2332 1213" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b> 別表4 固定資産計上基準表 (固定資産計上の基本方針)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>取得時点での取引価格(購入代価等)だけでなく、その財産を取得するために要した付随的支出(詳細設計費など)も含めて資産として計上する。</li> <li>取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。 なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。</li> <li>日常の維持管理、及びき損・損耗した財産の原状回復等機能維持に要し支出については資産計上しない。</li> <li>既存施設の撤去解体に要した支出については資産計上しない。</li> </ol> </div> <div data-bbox="1567 1247 2332 1663" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【建設仮勘定取扱要領】</b> (建設仮勘定の計上)</p> <p>第3条 建設仮勘定に計上する対象資産は、作成基準第15条第1号アに規定する有形固定資産(土地を除く。)、同条第2号アに規定する有形固定資産(土地を除く。)及び同条第6号に規定するソフトウェアとする。</p> <p>2 建設仮勘定に計上する金額は、公有財産要領別表4「固定資産計上基準表」に基づき、取得に要する価額及び付随的支出を計上しなければならない。</p> </div>	<p>当該工事について、速やかに資産登録の修正を行った。今後、保有資産の実態を公有財産台帳において、登録誤りのないよう適切に表すことに務め、また誤りがあった場合は速やかに修正処理を行うよう所属内職員に周知を図った。</p>
年度	契約名称	工期	金額								
平成28年度	一般国道479号電線共同溝附帯設備設置工事等委託	平成28年6月13日 ～ 平成29年9月29日	106,394,000円								

		<p>【大阪府財務諸表作成基準】 (固定資産の分類及び計上)</p> <p>第15条 固定資産の計上は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 事業用資産<ul style="list-style-type: none"><li>ア 有形固定資産 公有財産のうち、土地、建物、工作物、立木竹、船舶、浮標等及び航空機を計上する。ただし、次号に規定するインフラ資産（以下本号において同じ。）に属するものを除く。</li></ul></li><li>二 インフラ資産<ul style="list-style-type: none"><li>ア 有形固定資産 公有財産のうち、道路、河川、下水道、港湾、漁港、農道、ため池及びこれらと一体となって機能する資産を土地、建物又は工作物に分類し計上する。</li></ul></li><li>六 ソフトウェア 取得原価が100万円以上のソフトウェアを計上する。</li><li>七 建設仮勘定 行政活動の用に供する固定資産を取得する場合における支出及びその付随的支出を、資産が完成するまでの間、一時的に計上する。</li></ul>	
--	--	---	--

監査（検査）実施年月日（委員：平一年一月一日、事務局：平成29年10月12日）